

主任児童委員

民生委員・児童委員のための

# 児童虐待対応の手引き

【民生委員・児童委員とは】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

令和3年 9月

笠間市要保護児童対策地域協議会

(笠間市子ども福祉課 子ども家庭総合支援拠点)

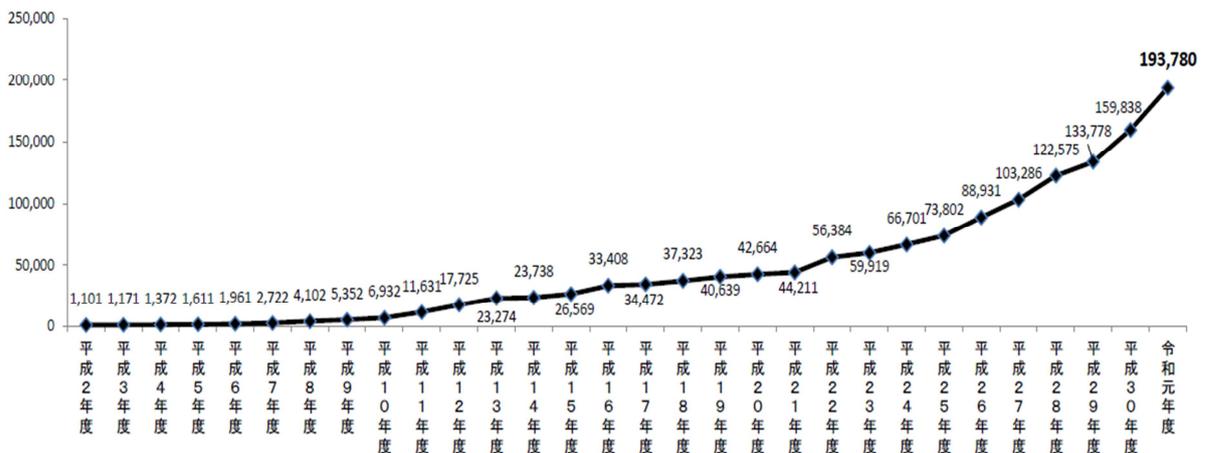
はじめに

児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、笠間市では、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、令和3年度笠間市要保護児童対策地域協議会において、『児童虐待対応の手引き』を作成しました。

本手引きは、主任児童委員・民生委員・児童委員の皆さま向けの内容となっています。実際の対応はもとより、児童虐待に関する理解を深めるにあたり、ご活用いただけると幸いです。

笠間市 子ども福祉課 子ども家庭総合支援拠点



年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780
対前年度比	+5.0%	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%

(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

図1 全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

## 目次

1 児童虐待の4つのタイプ	P1
2 虐待の要因	P2
(1) 保護者の要因	
(2) 子どもの要因	
(3) 家庭環境の要因	
(4) 社会からの孤立	
3 虐待が子どもに及ぼす影響	P3
4 虐待対応の基本原則	
(1) 子どもの最善の利益	P3
(2) 虐待者への姿勢	P3
(3) 関係機関の連携	P4
5 発見から通告まで	
(1) 虐待の判断にあたっての留意点	P5
(2) 児童虐待の早期発見の義務	P5
(3) 児童虐待を見逃さないために	P6
(4) 虐待に気付くためのチェックリスト	P7
(5) 児童虐待の重症度判断基準	P8～9
民生委員・児童委員による虐待対応の通告先	P10

### ～参考～

「関係機関のためのマニュアル 虐待から子どもを守ろう」（平成26年3月改訂版 茨城県）

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂版 文部科学省）

### ～用語の説明～

本手引きでは次の用語を以下の定義で用いる。

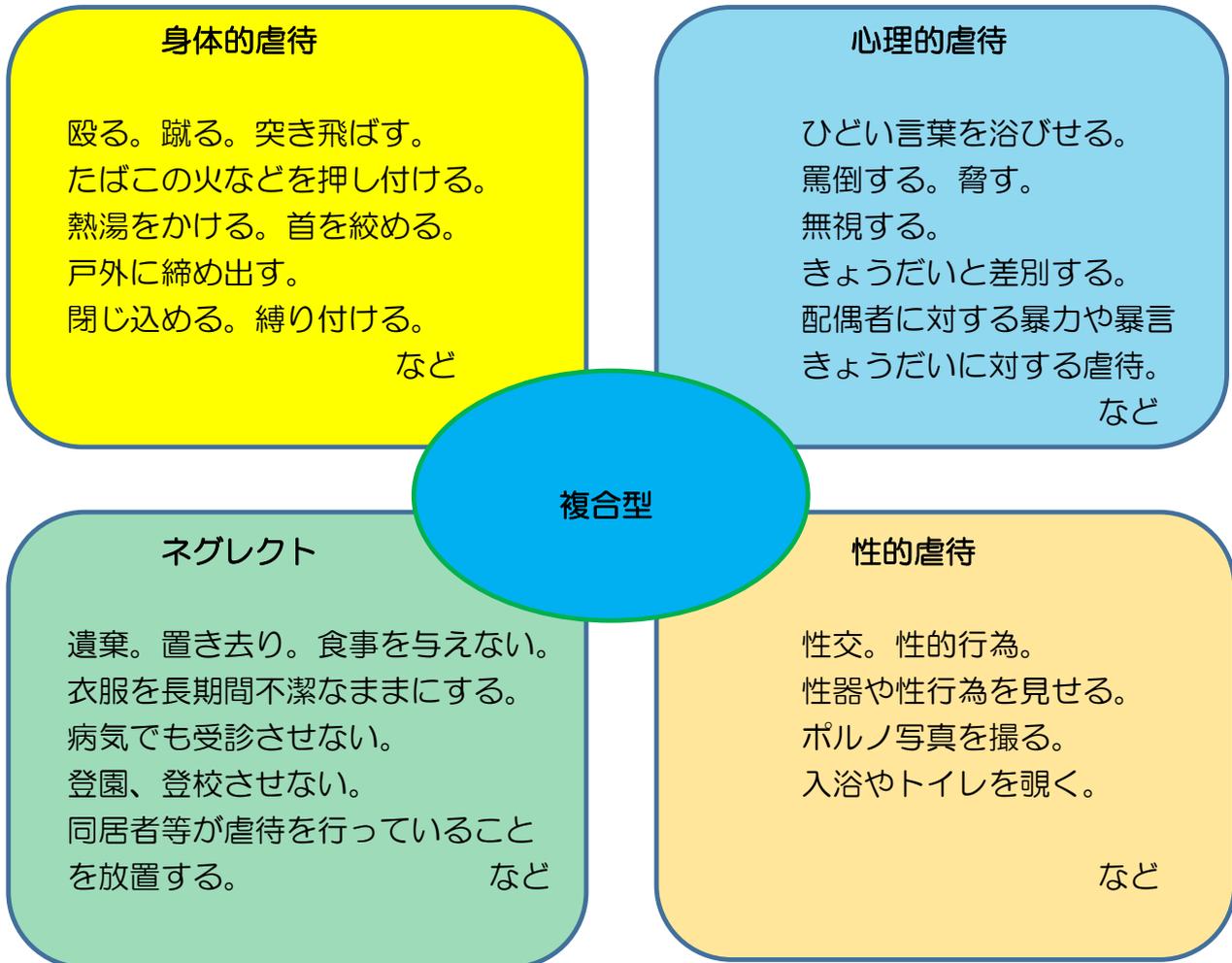
子ども・・・18歳に満たない者（児童虐待防止法に基づく）

保護者・・・児童虐待防止法第2条にいう「保護者」であり、親権を行う者の他、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。したがって、子どもの母親や父親だけでなく、養父母や内縁関係者も、子どもを現に監護している場合は含まれる。

保育所・こども園等・・・認可保育園（所）、幼稚園、認定こども園、託児所、企業型保育園等、就学前の児童を保育・教育する施設

# 1 児童虐待の4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



## DVと子どもの虐待

DVとはdomestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者間等で起こる身体的、精神的、経済的、性的暴力や、暴力による支配関係のことをいいます。

子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応します。また、DV加害者の行為が子どもに向く可能性もあるため、子どもの安全を念頭にした介入が必要です。

## 2 虐待の要因

児童虐待を引き起こす要因はさまざまです。虐待する保護者の要因だけでなく、子どもや家族の要因、社会的要因も含めて理解することが必要です。

また、これらを理解し虐待のリスクを減らすことで、虐待防止にもつながります。

### (1) 保護者の要因

- 保護者自身に被虐待体験がある。
- 保護者自身の生育歴に、大人からの愛情不足がある。
- 子育てに関する知識が不足している。
- 望まない妊娠
- 養育態度や社会性が未熟である。
- 障がい、精神疾患、依存症がある。

### (2) 子どもの要因

- 発達の遅れや偏りがある。
- よく泣く、寝ない、落ち着きが無いなどの「育てにくさ」がある。
- 早期の親子の分離体験（低体重出生、障がい、慢性疾患）がある。

### (3) 家庭環境の要因

- 配偶者の不在、または協力関係が不足している。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）がある。
- 失業や低所得により経済的に困窮している。
- きょうだいに（2）のような問題がある。

### (4) 社会からの孤立

- 相談・援助を求めることが苦手である。
- 親族や近隣と疎遠である。

\*上記は例であり、その他の要因等が関係している場合もあります。

### 3 虐待が子どもに及ぼす影響

虐待のタイプと強さ、虐待を受けた年齢、期間によって異なりますが、虐待は子どもの心身の成長に様々な悪影響を与えます。その回復のためには長期間の治療やケアが必要になります。これらは虐待によってのみ起こるものではありませんが、症状からさかのぼって虐待を発見する場合があります。

#### 世代間連鎖の問題

児童虐待をする親や祖父母にも被虐待体験があり、上記のような特徴が見られる場合もあります。また、虐待による被害を適切にケアされなかった子どもは、その子どもに対して虐待をしてしまうこともあります。

しかし、周囲の支えがあれば、虐待の連鎖を断ち切ることができます。

### 4 虐待対応の基本原則

#### (1) 子どもの最善の利益

保護者との関係性を重視するあまり、子どもの被害についての認識が薄れたり、対応が遅れてはなりません。虐待は虐待者からの観点ではなく、子どもの視点から捉えます。

- 子どもの心身の成長に悪影響は無いか。
- 子どもが苦痛を感じているか。

危険度が高いと思われる場合、早急に子どもの安全確認を実施し、必要な場合には安全な環境を確保します。

#### (2) 虐待者への姿勢

##### ① 保護者のありのままを受容する

時に保護者の意に反した対応もするとはいえ、気持ちは受容することが重要です。保護者の置かれている状況や背景を理解し、つらさに寄り添います。また、努力に対しては労います。

##### ② 支援者としての立場

「こうすべき」という指示的、指導的な態度は、「責められている」と受け止められて介入を拒まれる原因になります。親子関係の再構築をめざすためには、受容と共感の立場に立ち、一緒に考える関係をつくれます。

### (3) 関係機関の連携

#### ① 複数の機関での対応

虐待には、多種多様な家庭的問題が含まれている場合が多く、複数の機関が関わることで全体像が理解できることがあります。また、各機関にはそれぞれ強みと限界があり、他の機関との連携が必要な場合があります。子ども家庭総合支援拠点が「受理」し、要保護児童対策地域協議会の台帳に登載されることで、情報交換と連携が可能になります。

#### ② 主担当機関の決定と役割分担

複数の機関が譲り合い支援が抜け落ちないように、役割分担を確認します。まず、主担当機関が児童相談所なのか子ども家庭総合支援拠点なのかを決めます。また、地域の関係機関も含め、主たる援助者（キーパーソン）と連携する者の役割分担を明確にします。各機関の考え方の違いや温度差が生じないように、些細なことでも情報を共有し、行動を確認しあう姿勢が必要です。

#### 【児童相談所の役割】

緊急性を伴い、専門的な知識及び技術が必要な事案への対応

- ・ 通告を受けた児童虐待案件の情報収集、訪問調査
- ・ 養育者への助言、指導
- ・ 安全の確保が必要な児童の保護（一時保護・措置入所措置）
- ・ 市の支援に対する後方支援、助言、指導

#### 【笠間市子ども家庭総合支援拠点の役割】

地域の全ての子ども・家庭の相談関係機関との連絡調整

- ・（一義的な通告窓口として通告を受け付け）児童虐待案件の情報収集、訪問調査
- ・ 養育者の相談対応、適切な養育を行うための助言
- ・ 育児サービスの提案、案内
- ・ 要保護児童対策地域協議会 \*調整機能
- ・ 児童虐待未然防止のための対応

#### ③ 組織ぐるみの対応と進行管理

一人の援助者のみの関わりは、思い込みによる偏った支援や、行き詰りの原因になります。上司に相談する、会議で決定するなど、組織で対応し、進行管理をします。

## 5 発見から通告まで

### (1) 虐待の判断にあたっての留意点

- ☆虐待の定義はあくまでも子ども側の視点から考えます
- ☆保護者がいくら一生懸命で、かわいいと思っていなくても意図的ではなくても、子ども側にとって有害であればそれは「虐待」です。
- ☆暴行や体罰を「しつけ」と主張する場合がありますが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり不適切な行為であることを認識するべきです

いつでも子どもの立場から安全と健やかな育成がはかられているかどうかを判断する

#### 通告はためらわない

#### 通告をしなくてもよい理由は探さない

- ★虐待ではないかもしれない・・・
- ★もっと虐待されるかもしれない・・・
- ★保護者とのトラブルになるのではないかと・・・

などと一人で心配せず、通告しましょう。

虐待の判断は難しいため、通告者が判断する必要はありません。

通告をしても子どもの不利益になることはありません。

#### 児童虐待の防止に関する法律第6条(平成16年改正)

通告しなければならない児童は、虐待を受けた児童＝児童虐待を受けたと思われる児童に改正

### (2) 児童虐待の早期発見の義務

児童の福祉に職務上関係のある団体（機関）や職員には、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

◆ 児童虐待の防止等に関する法律第5条より引用

### (3) 児童虐待を見逃さないために

#### 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

##### 不自然な傷・あざ

子どもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができたりする場合は注意が必要です。

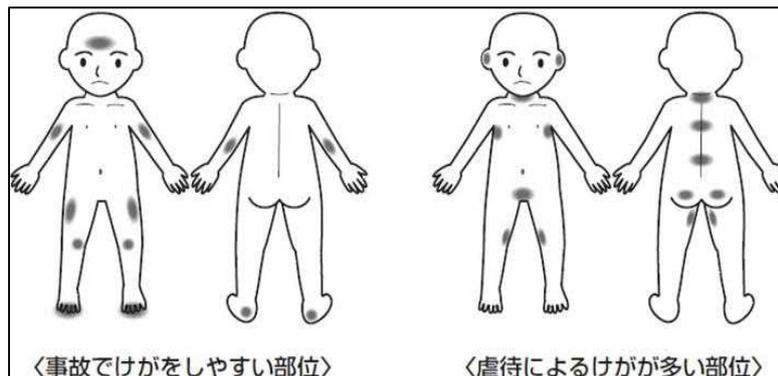


図2 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

##### 不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにもみられます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がこころ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

##### 不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

##### 不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうなど、不自然な行動がみられることがあります。

#### (4) 虐待に気付くためのチェックリスト

子どもの氏名		生年月日		年	月	日生
住所						
虐待の種類に○をつけてください（重複可）						
<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待（DV：有・無） <input type="checkbox"/> ネグレクト <input type="checkbox"/> 性的虐待						
該当する番号に○をつけてください						
子どもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	子どもの様子	16	年齢不相応な性的遊びや発言がある	
	2	家の外に締め出されている		17	性的なことに異常に反応する	
	3	夜遅く出歩いている		18	きょうだいを含め、これまで民生委員の関りがある	
	4	公園などで一人もしくは子どもだけで遊んでいる		19	子どもがけがや病気をしても医者に診せない	
	5	乱暴・暴言などの言動がある	保護者の様子	20	子どもを叩く音や怒鳴る声がある	
	6	表情や反応が乏しい		21	小さな子どもを置いて保護者だけでよく外出している	
	7	家に帰りたいがらない		22	人前でも子どもを叩いたり怒鳴ったりする	
	8	食べ物を万引きしている		23	近隣との交流がない	
	9	食事を与えられていない		24	近隣とトラブルが絶えない	
	10	警戒心が強い 態度がおどおどしている		25	働いていない等経済的基盤がわからない	
	11	妙になれなれしい		26	家庭内トラブルがあり警察が来たことがある	
	12	同年齢児に比べ背が低い		27	家族の中に病気、障がい、精神不安定な人がいる	
	13	同年齢児に比べとても痩せている		28	同居者がよく変わる	
	14	衣類や服の汚れが目立ち臭いがする。同じものを着ている		29	支援に拒否的である	
	15	季節にそぐわない服装をしている	住環境	30	著しく不衛生な住環境で生活している（ごみ屋敷など）	

## (5) 児童虐待の重症度判断基準

### ① 最重度

(生命が危ぶまれる)

- 頭部外傷の可能性→投げる、頭部を殴る、逆さ吊り、乳児を強く揺する
- 腹部外傷の可能性→腹部を蹴る、踏みつける、殴る
- 窒息の可能性→首を絞める、水につける、布団蒸しにする、鼻と口をふさぐ
- 脱水症状、栄養不足のために衰弱している
- 感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診なく放置されている  
(障害児の需要拒否に注意)

### ② 重 度

(子どもの健康や成長、発達に重大な影響がある)

- 医療を必要とする外傷→新旧多数の打撲傷。骨折、裂傷、眼の外傷。熱湯や熱源による火傷がある
- 精神症状がみられ、医療的なケアが必要である
- 成長障害や発達の遅れが顕著である
- 明らかな性行為やわいせつ行為、あるいはその疑いがある
- 必要な食事、衣類、住居が保障されていない
- 家から出してもらえない、閉じ込められている
- 子どもを傷つけるなど、サディスティックな行為がある

### ③ 中 度

(入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、人格形成に問題を残すことが危惧される)

- 慢性のあざや傷ができるような暴力を受けている
- 長期にわたり身体的ケアや情緒的ケアを受けていないため、人格形成に問題が残る危険性がある
- 生活環境や育児条件が極めて不良なため、事態の改善が望めない
- 長時間大人の監護なく家に放置されている

### ④ 軽 度

(実際に子どもへの暴力や養育に対する拒否感があり、虐待している親や周囲の者が虐待と感じているが、衝動のコントロールができ、かつ親子関係に重篤な問題がない)

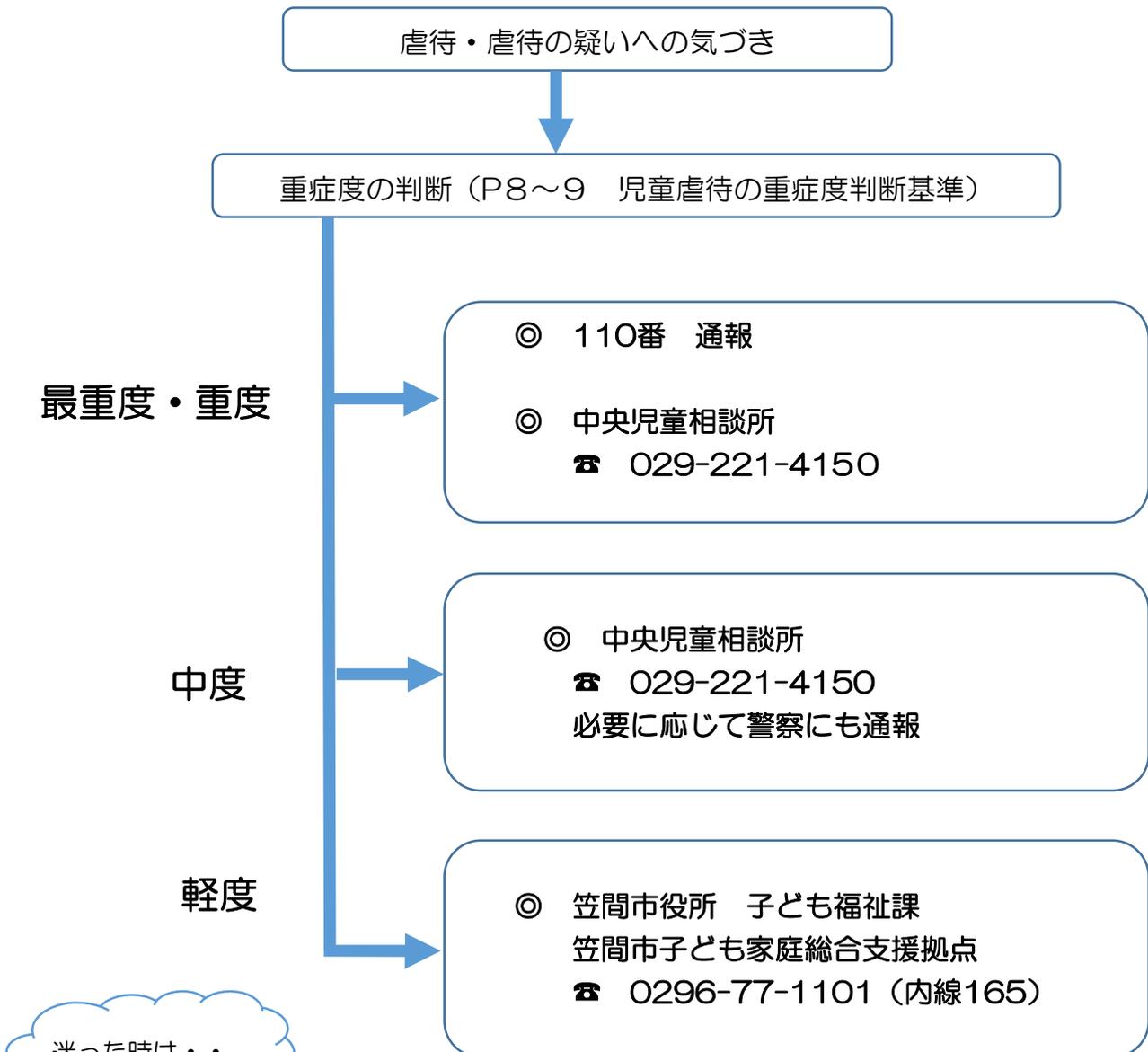
- 外傷が残らない暴力
- 子どもに健康問題を起こすほどでないネグレクト

⑤ 疑 い

- 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの

参考 NPO法人児童虐待防止協会「子どもの虐待ホットライン」より

## 民生委員・児童委員による虐待対応の通告先



迷った時は・・・

### いちはやく 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。子どもたちや保護者のSOSの声をいちはやくキャッチするため、通話料は無料化されています。